石川県特別栽培農産物認証要領

制定　平成２９年３月３日　生流第３４９６号

一部改正　令和３年１月３１日　生流第２１２０号

一部改正　令和５年４月　１日　生流第１８４３号

（目的）

第１条　この要領は、石川県特別栽培農産物認証要綱（以下「要綱」という。）に基づく、特別栽培農産物の認証に関する事務について、必要な事項を定める。

（申請区分）

第２条　要綱第６条による申請の区分は、個人、法人及び団体とする。団体の要件については、代表者の定めがあり、３戸以上の農業者によって組織され、規約等が定められていることとする。

（申請の要件）

第３条　申請する農産物は、販売を目的として栽培しているものとする。

２　申請者は、栽培責任者及び確認責任者を、認証された玄米をとう精した精米の認証を受けようとする場合は、精米責任者及び精米確認者を設置しなければならない。

（確認責任者及び精米責任者の責務）

第４条　確認責任者及び精米責任者は、次のことを遵守しなければならない。

(1)　確認責任者は、栽培責任者による栽培管理又はその指導が適切に行われていることを確認するものとする。また、認証農産物への表示や認証マークの適切な管理についても確認を行わなければならない。

なお、確認責任者は、確認内容の信頼性を高める上から、栽培責任者と同一でなく、当該地域の農業に精通し、技術的な指導が可能な者であることが望ましい。

(2)　精米責任者は、特別栽培米としての状態を維持するよう、特別栽培米の受払いを明確に記録し、異なる栽培方法、栽培責任者の米穀がブレンドされることがないよう管理しなければならない。

なお、とう精段階での管理が確実に行われるよう、精米確認者による確認を受けなければならない。

（委員会の運営）

第５条　要綱第５条第２項に規定する委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、「石川県特別栽培農産物認証評価委員会設置要領」のとおりとする。

（認証の申請）

第６条　要綱第６条による申請書の様式は、別紙様式第１号とし、別紙様式第２号の栽培計画書、栽培するほ場の位置図、ガイドライン表示及び認証マークの表示方法がわかる書類を添付して、農林総合事務所に提出するものとする。

２　別紙様式第１号による申請の受付期間は次のとおりとする。

 (1)　第１回　２～４月

(2)　第２回　５～７月

(3)　第３回　８～１０月

(4)　第４回　１１～１月

３　農林総合事務所は申請書類の確認を行い、結果を取りまとめ、生産振興課に報告する。

（現地確認）

第７条　生産振興課は、第６条による申請内容を確認し、ガイドラインに照らし適当と認めるときは、申請者から現地確認対象者を選定し、農林総合事務所へ通知する。

２　農林総合事務所は、ＮＰＯ法人いしかわ農林水産サポートネット等とともに、確認責任者が行う確認の適否について事情聴取等により現地調査を実施するものとし、必要に応じ対象農産物、生産ほ場の確認を行うものとする。

なお、対象品目の申請が初回の場合は、現地確認を行うものとし、対象品目の申請が２年目以降である場合は、申請件数の３分の１以上を抽出することにより実施するものとする。現地確認の方法は別記１に定める。

３　農林総合事務所は、現地確認結果をとりまとめ、生産振興課に報告する。

（認証）

第８条　知事は、前条の報告に基づき、認証が適当と判断する場合、次の時期に認証を行い、農林総合事務所を通じて、別紙様式第３号により申請者に通知するものとする。

 (1)　７～８月（第１回申請）

(2)　１０月（第２回申請）

(3)　１月（第３回申請）

(4)　４月（第４回申請）

２　認証の有効期間は、認証通知日から当該農産物の販売を終了する日までとする。

（委員会の開催）

第９条　知事は、年１回開催する認証評価委員会において前条の結果を報告し、認証審査や制度の運用について意見を求めるものとする。

　　ただし、知事が必要と認めた場合は、随時開催することができるものとする。

（認証マークの表示）

第１０条　認証農産物は、ガイドラインに従った表示を行った上で、知事が別に定める「認証マーク」を貼付することができる。表示の方法は、別記２によるものとする。

（認証後の変更）

第１１条　認証を受けた内容に変更が生じる場合は、認証変更申請書（別紙様式第８号）を、農林総合事務所を通じて生産振興課に提出しなければならない。

（実績報告）

第１２条　要綱第１３条による実績報告は、出荷終了後１ヵ月以内、又は翌年度の８月末日までのいずれか早い時期に次のとおり農林総合事務所に提出するものとする。

　　なお、実績報告後も出荷が継続する場合は、最終出荷終了時点で、再度、実績報告書を提出するものとする。

(1)　認証を受けた個人、法人及び団体は、別紙様式第４号に加え、栽培管理記録書（別紙様式第５号）、及び出荷記録書（別紙様式第６号）を提出しなければならない。

(2)　特別栽培米の精米の出荷にあっては、上記関係書類に加え、特別栽培米受払台帳（別紙様式第７号）を提出しなければならない。

（認証の取消し）

第１３条　要綱第１２条による認証の取消しは、別紙様式第９号によるものとする。

附　則　この要領は、平成２９年３月３日から施行する。

　　　　この要領は、令和３年１月３１日から施行する。

この要領は、令和５年４月　１日から施行する。

別記１

現地確認の方法

１　農林総合事務所による現地確認は、確認責任者に対する抽出確認とする。

なお、現地巡回に代えて写真による確認もできるものとする。

* 初回の申請の場合　必ず現地確認を行う。
* ２回目以降の申請の場合（適切な栽培管理及び表示等を行った者に限る）

過去に認証を受けたことがある場合は、現地確認を必須とはせず、対象者の１／３以上を抽出して実施する。

　＜対象者の抽出方法（イメージ）＞

団体の場合も

１件にカウント

１／３以上

過去に認証

３年に一度は確認を

行うことが望ましい

１／３以上

※第１～４回の申請回別に対象者を選定する。

２　確認時期は、栽培開始以降、認証月の前月末までとする。

３　確認項目は次のとおりとする。

なお、複数のほ場がある場合は、申請者のほ場から無作為に抽出してできるものとし、その割合は農林総合事務所の判断による。申請者が複数の農業者からなる団体の場合は、構成する農業者の５％以上を抽出して、確認を行う事ができる。

(1)　生産ほ場及び栽培管理状況

(2)　看板設置

(3)　化学肥料及び農薬等資材の使用状況

(4)　確認責任者の確認状況

(5)　認証マーク管理状況

(6)　その他必要と認める事項

４　ＮＰＯ法人いしかわ農林水産サポートネット（以下「ＮＰＯサポートネット」という）に協力を依頼する場合は、各農林総合事務所のコーディネーター（ＮＰＯサポートネット支部事務局員）を通じて調整を行うこと。

　　生産振興課は、予算の範囲内において、ＮＰＯサポートネットを通じて謝金及び旅費を支払うものとする。

別記２

認証マーク表示基準

１　認証マークの規格

 (1)　マークの規格は下図のとおりとする。

DIC-N829（C50% M0% Y100% K0%）



DIC-2555（C80% M0% Y100% K0%）

(2)　縦横の比率は縦：横＝１：１とし、原則直径１．５cm以上とすること。

(3)　色は、原則、図のとおりとするが、包装資材等の制約がある場合は、モノクロまたは単色の場合でも可とする。（デザインシート参照）



例１

例２

スミまたは単色 ベタ100%

葉部分はベタに対し50%

２　表示方法

 (1)　容器若しくは包装の見やすい箇所にシールまたは印刷で表示するものとする。ポップ等のＰＲ資材に表示する場合は、認証外農産物と明確に区分する。

(2)　ガイドライン表示と併せて表示するものとする。



|  |
| --- |
| 農林水産省新ガイドラインによる表示 |
| 特別栽培米農　　薬：栽培期間中不使用化学肥料（窒素成分）：当地比○割減栽培責任者　　○○　○○所　在　地　　△△県△△市△△連　絡　先　　℡確認責任者　　○○　○○所　在　地　　△△県△△市△△連　絡　先　　℡精米確認者　　○○　○○所　在　地　　△△県△△市△△連　絡　先　　℡ |

|  |
| --- |
| 節減対象農薬の使用状況 |
| 使用資材名 | 用途 | 使用回数 |
| ○○○○△△△△□□□□ | 殺菌殺虫除草 | １回２回１回 |

　例

３　表示禁止事項

　実際のものよりも優良である等、栽培方法や品質について誤認させる用語や表示